

山形県都市計画広域調整要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一の市町村の行政区域を越えて広域的な影響を与える可能性のある大規模な集客施設（以下、「大規模集客施設」という。）の立地を可能とする調整対象都市計画を決定又は変更しようとする場合に、県が広域調整を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 市町が決定又は変更する都市計画における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の協議を行うに当たり、県が広域の見地からの調整を図る場合において適用する。

3 地区計画や特別用途地区などにより大規模集客施設の立地を制限する場合、地形その他の地理的条件などにより大規模集客施設が立地できない場合は、この要綱で定める広域調整の対象には含まないものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「調整対象都市計画」とは、大規模集客施設の立地を可能とする次の各号の決定又は変更に係るものとする。

(1) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域の用途地域

(2) 地区計画

(3) その他の都市計画

2 この要綱において、「大規模集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものをいう。

3 この要綱において、「協議市町」とは、調整対象都市計画を決定又は変更しようとする市町をいう。

4 この要綱において、「周辺市町村」とは、協議市町に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から協議市町と一体的に広域的な生活圏を構成している市町村及び調整対象都市計画の影響を受けると認められる県内の市町村で、知事が定めるものをいう。

5 この要綱において、「申出市町村」とは、広域調整会議の開催を申し出た市町村をいう。

(調整の基本的な考え方)

第3条 広域的な調整の基本的な考え方は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点、県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点及び周辺市町村と調和のとれたまちづくりの推進を図る観点から行い、都市計画区域マスタープランの内容との適合、都市圏における都市構造や社会資本に与える広域的な影響等を勘案する。

(2) 「都市計画運用指針」（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）及び「競争抑制的な土地利用制限の排除について」（平成19年6月1日付け国都計第27号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長通知）を踏まえる。

(素案の届出)

第4条 協議市町は、調整対象都市計画の決定又は変更を行うときは、その都市計画の内容について、県に対して事前打ち合わせを行うものとする。前項の打ち合わせの結果、広域調整を行おうとするときは、県に対してその都市計画の素案を届け出るものとする。

2 県は、前項の素案の届出があったときは、周辺市町村に通知を行うものとする。

(素案の説明)

第5条 協議市町は、周辺市町村に当該素案について説明を行うものとする。

(広域調整会議)

第6条 第4条第2項の規定による通知を受けた周辺市町村は、第5条の規定による事前説明を受けた日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、県に当該素案に関する広域調整会議の開催を申し出ることができる。

2 県は、前項の申出があったときは、周辺市町村を対象に広域調整会議を開催するものとする。

3 申出市町村は、広域調整会議において第3条に規定に基づき、当該都市計画が自市町村に与える影響について意見を述べるものとする。

4 協議市町は、広域調整会議において計画の内容及び周辺に与える影響等を報告し、周辺市町村と調整を図るものとする。

(調整結果の通知)

第7条 県は、周辺市町村に対し、調整結果の通知を行うものとする。

2 協議市町は、当該市町が設置する都市計画審議会において、協議結果について報告するよう努めるものとする。

3 県は、当該調整対象都市計画について、法第19条第3項による協議を行う際には、調整結果を踏まえるものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

要綱の実施に関し必要な事項

山形県都市計画広域調整要綱第8条に規定する要綱の実施に関し必要な事項を、以下に定める。

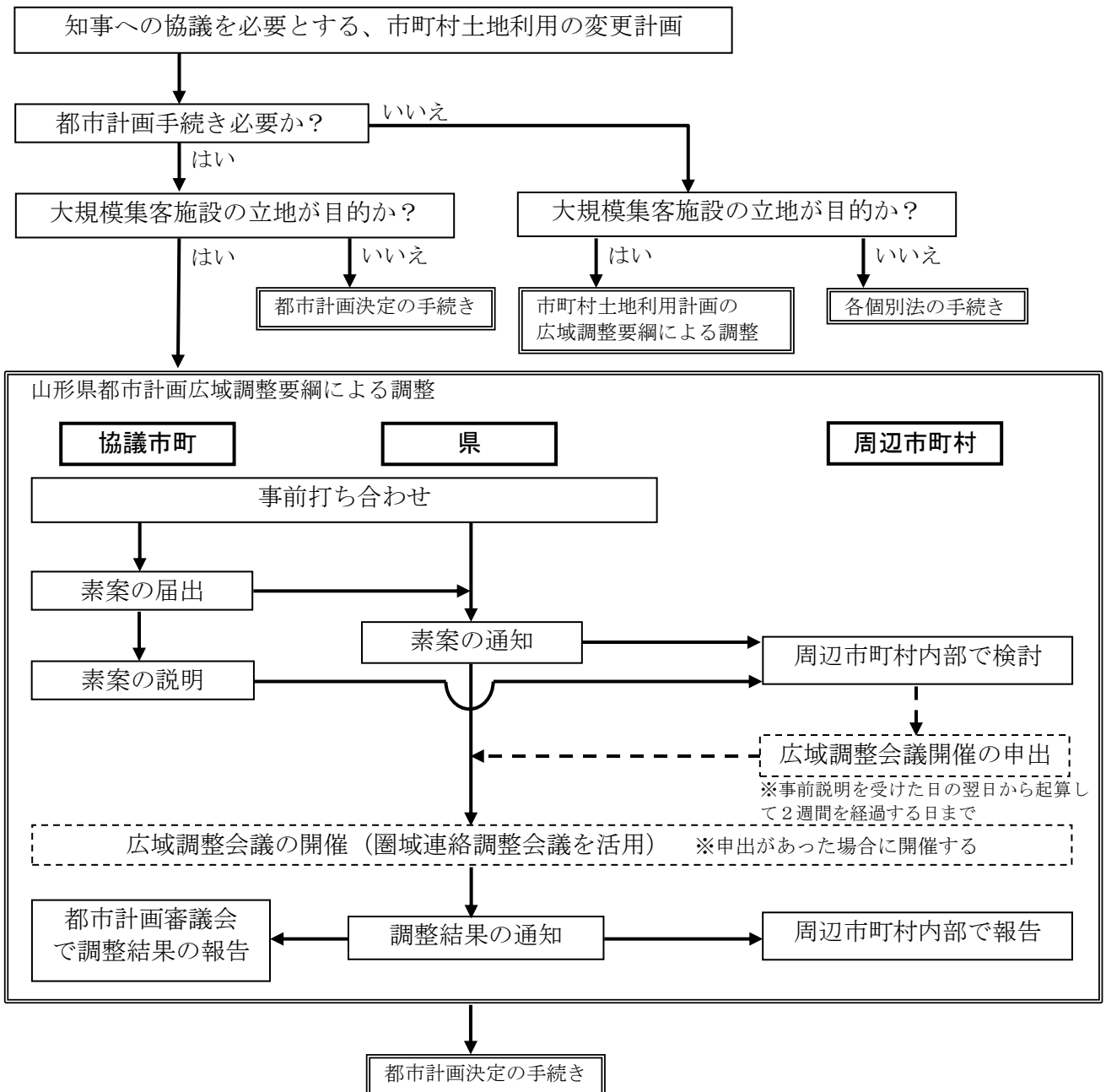
第1 広域調整会議について（要綱第6条関係）

広域調整会議は「圏域連絡調整会議」を活用するものとする。

第2 調整において踏まえるべき観点について（要綱第4条、第5条及び第6条関係）

調整の基本的考え方は要綱第3条に示したとおりであるが、素案の届出及び広域調整会議等において、適切な課題整理及び論点整理を行えるよう、「調整において踏まえるべき観点」を別表に示す。

第3 広域調整のフロー



(別表) 調整において踏まえるべき観点

観 点	大項目	中項目	検討項目の例	検討における考え方の例	摘 要
一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点(法第19条4項)	都市構造(運用指針)	都市構造や社会資本に与える影響(運用指針)	公共交通でのアクセス性	高齢者等、交通弱者も容易にアクセスできる交通手段が整備されている、または対策がとられること。	不特定多数の利用者が見込まれる施設の場合、対象とする。
			都市の持続可能性	計画地は将来的にも計画内容に沿った都市的土地利用が見込まれること。	
			都市基盤施設への影響	計画された施設の立地により、道路・公園・上下水道・学校等の公共施設整備が過大とならないこと。あるいは計画施設立地により、既存施設の有効利用が図られること。	例えば、遊休施設のコンバージョン等、既存ストックの活用が図られる場合は検討にあたって考慮する。
	土地利用の外部性(運用指針)	周辺環境への影響	交通渋滞(ガイドライン)	主要な道路及び交差点において混雑の度合いが著しく悪化しないこと。(ガイドライン)	計画施設の規模や周辺道路の現況から、交通渋滞の悪化が懸念され、簡便な手法で判断できない場合は交通量予測、交差点解析等の定量的評価を行なうこと。
			交通事故の増加(ガイドライン)	周辺生活道路や通学路等における自転車・歩行者の安全性が低下しないこと。(ガイドライン)	
			自然環境への悪影響(ガイドライン)	周辺の保全すべき良好な自然環境に対して、著しい影響を与えないこと。(ガイドライン)	県・市町村の計画で維持・保全が位置づけられたものを対象とする。
			騒音、悪臭、廃棄物、光害による影響(ガイドライン)	騒音、悪臭、廃棄物、光害により、周辺の住宅地や病院、教育施設等の公共施設に著しい影響を与えないこと。(ガイドライン)	
	公共コストに与える影響	無秩序な周辺開発の誘引による公共コストの増加(ガイドライン)	計画された施設の立地に伴い、周辺地域で誘引されることが見込まれる開発により、道路・公園・上下水道・学校等の公共施設の運営・管理コストの著しい増加が生じないこと。(ガイドライン)		
19条4項(法第9条4項)	上位計画との整合性	□	都市計画区域マスタープランとの適合性(運用指針)	都市計画区域マスタープランに位置づけられている、または整合していること。(運用指針)	
			市町村マスタープランとの適合性	市町村マスタープランに位置づけられている、または整合していること。	
			土地利用計画等、上位計画との整合性	土地利用計画等、上位計画と整合していること。	
			県が広域的観点から策定した計画及び施策との整合性	県が広域的観点から策定した計画及び施策と整合していること。	
点(市町村要綱)	調和の取れたまちづくり	□	周辺市町村のまちづくりへの影響	周辺市町村が計画、実施している、まちづくりに支障がないこと。	既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど、需給調整や既得権擁護とならないこと。(運用指針)
			本県固有の自然、歴史、文化、景観等への影響	歴史・文化的環境や自然環境による良好な景観を阻害しないこと。地域固有の価値の保持に対して著しい影響を及ぼさないこと。(ガイドライン) あるいは、計画により県民の財産である本県固有の自然、歴史、文化、景観等の価値を高め、これら資源の活用に資すること。	県・市町村の計画で維持・保全が位置づけられたものを対象とする。《参考》山形県景観条例：H19年12月21日公布、H20年7月1日施行。景観行政団体：酒田市・鶴岡市・長井市・大江町・米沢市 例えば、良好な視点場となりうる道路や公園の計画や地域資源を生かした道の駅の計画等が考えられる。望ましい活用が図られる場合は検討にあたって考慮する。

() は出典または参法：都市計画法

運用指針：都市計画運用指針

技術的助言：都市の秩序ある整備を図るための都市計画法の一部を改正する法律による都市計画法及び建築基準法の一部改正について(技術的助言)

ガイドライン：広域的都市機能の適正立地評価ガイドライン

市町村要綱：市町村土地利用計画の広域調整要綱